

あなたらしく、生きがいをもって歩いていけるために

生活困窮者自立相談支援事業

くらし再建パーソナルサポートセンター@豊中市社会福祉協議会



日々のくらしの中で、不安や心配なこと、どこに相談したらよいかわからないこと、誰にも言い出せなかった悩みごとはありませんか？

そんな時、ひとりで抱え込まないで、私たちにも一緒に問題解決の方法を考えさせてください。



こんなとき・・・



家賃が払えない...



借金がかさみ、
ライフラインも
止まりそう...

仕事をなくして
生活に困っている...



体調がすぐれないけど、
お金がないから病院に
いけない...



子どもがひきこも
り状態。今後のこと
が心配...



家の中が片付けられず、
気が付いたらゴミ屋敷
状態に...

相談・支援の流れ・・・

まずは、お話を聴かせてください！

仕事のこと、お金のこと、人づきあいのこと、こころやからだのこと、家族のことなど、まずはじっくりお話を聴かせください。問題の解決・生活の再建に向けて、ひとりひとりの状況にあった具体的な支援策と一緒に考え、パーソナルな支援を行います。



予約

お電話などで相談日時の**予約**をお願いします。
窓口に来ることが難しい場合は、ご自宅などにも**訪問**します。

相談

相談員がお話をお聴きし、**課題の整理**をしながら、どのような支援が必要かを**一緒に検討**し、支援の**計画**を立てます。

支援

必要に応じて関係機関に**同行**をしたり、制度やサービスの**利用調整**など、問題解決を目指します。

相談を担当するのは・・・



お伺いしたご相談は、豊中市社会福祉協議会の職員で、専門性を有する相談員が問題点を整理するとともに、必要であれば各種制度につなぎます。




相談無料

秘密厳守

支援事業の内容・・・


自立相談支援事業

 **あなただけの支援プランを作ります。**

生活に関するお困りごとや不安を抱えている場合、まずは相談窓口にご連絡ください。どのような支援が必要かをあなたと一緒に考えながら、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。



住居確保給付金支給事業


 **家賃相当額を支給します。**

離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方には、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



※ご利用にあたっては、各種要件があります。詳しくはお問い合わせください。

Q&A

 **窓口まで相談に行くことが難しいのですがどうしたらいいですか？**

まずはお電話でご相談ください。必要に応じて、ご自宅に相談員がお伺いすることも可能です。



 **本人でなければダメですか？**

ご家族やご友人からのご相談もお受けいたします。

相談窓口アクセス




※阪急豊中駅より徒歩 5 分

くらし再建パーソナルサポートセンター
@豊中市社会福祉協議会
(地域福祉課 生活支援係)

〒560-0023 豊中市岡上の町 2-1-15
(豊中市すこやかプラザ 2階)

まずは、お気軽に
お電話ください

 06-6848-1313

FAX: 06-6841-2388

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

AIを活用した 自治体相談業務 支援サービス

＜AI相談パートナー＞

「自治体職員の働き方改革」と「住民サービス向上」を両立する福祉系をはじめとする相談業務支援サービス



相談員の業務負荷を軽減

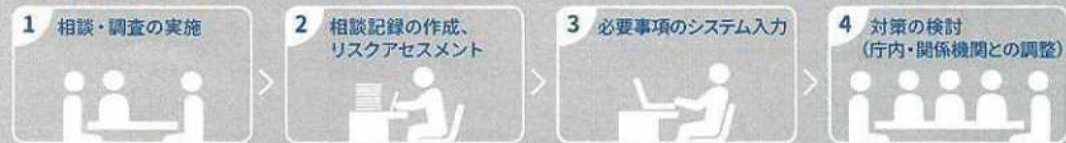
自治体のDXを推進する

本サービスのコンセプト

AI相談パートナーサービスは、自治体における住民相談（児童相談、子育て相談、生活困窮者相談、要介護認定面談、納税相談など）への対応を、AI（人工知能）の活用によりデジタル化することで、相談対応力の強化を支援します。

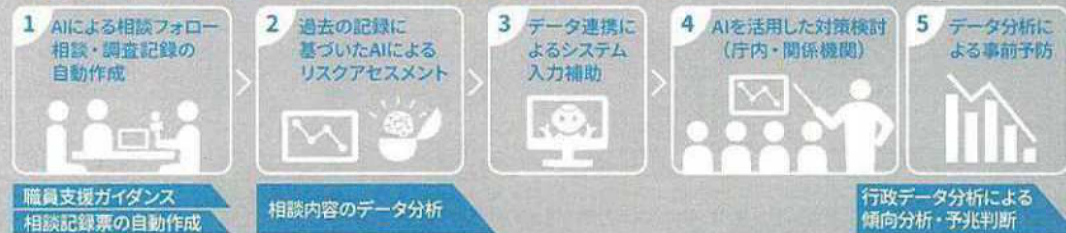
- 相談員の業務負荷軽減／人材育成の体制強化
- 関係者・関係機関との情報共有によるチーム連携体制の確立
- 蓄積される相談記録等のデータ分析による的確な対策の実行

現状の流れ（イメージ）



デジタル化・AI活用

デジタル化後の流れ（イメージ）



サービス概要

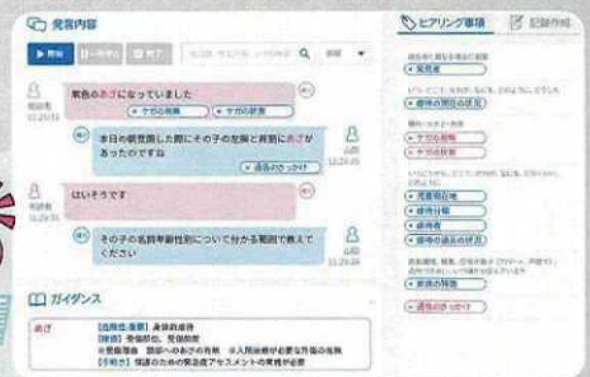
AIを活用した音声認識技術やデータ分析技術により、自治体職員の働き方改革ならびに住民サービス向上を支援します。

主な機能

機能名	機能概要
会話の自動テキスト化機能	相談時の音声情報をリアルタイムにテキスト化する。
職員支援ガイダンス表示機能	相談者の状況に応じた福祉サービス等の情報や、ヒアリングすべき内容をシステム上にガイダンス表示する。
記録票作成サポート機能	相談内容を文章化したデータから、様式指定の相談記録票を自動作成する。
相談データ分析機能	過去の相談記録を学習したAIモデルにより、対象ケースに係る類似事例の抽出などデータ分析を行う。

画面イメージ

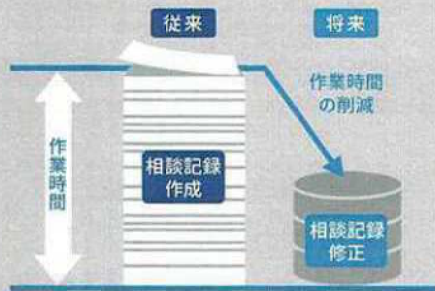
LGWAN-ASP対応



サービス導入効果

導入効果イメージ

相談員による相談記録の作成時間の削減



AI相談パートナーサービスを導入することで、ガイダンス機能による確認漏れの防止、相談記録票の自動作成および相談記録内容のデータ分析による作業負荷軽減が期待できます。又、地域共生社会への実現に向けた活用へも対応いたします。

活用シーン



地域共生社会に向けた「断らない相談支援」への活用

包括的な相談支援をサポート

職員支援ガイダンス表示機能・支援メニューマッチング機能で相談窓口の職員をエキスパート職員に代わってフォロー。複雑化した課題、複合的な課題にも的確な相談支援ができるようサポートします。

最適な行政サービスを案内

支援メニューマッチング機能で、相談者の状況に応じて、最適な支援メニューや情報を提供できるようサポートします。

狛江市福祉基本条例施行規則第 29 条で準用する第 25 条第 3 項の規定による
関係者の意見聴取について（案）

令和 5 年 6 月 9 日

1. 意見聴取の目的

狛江市福祉基本条例施行規則第 28 条第 1 項の規定により付議された「あいと
びあレンポーブラン狛江市障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障が
い児福祉計画の策定」に係る調査審議を実施するにあたり、調査の一環とし
て、関係者から意見を聴取し、聴取した意見を当該計画の策定に掲げる審議に
反映させること。

2. 関係者

(1) 氏名 又村あおい 氏

(2) 略歴

ア 昭和 48 年生まれ

イ 平成 7 年平塚市役所へ入庁

ウ 障がい福祉担当部署勤務

エ その後県庁、内閣府出向（障害者施策担当・障害者制度改革担当室）

オ 令和 5 年 4 月 1 日現在

(ア) 全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長

(イ) 日本発達障害連盟 JL ニュース編集長・発達障害白書編集委員

(ウ) 内閣府障害者差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究検討会委員

(3) 障害者差別解消法関係者

3. 意見聴取の概要

(1) 聴取の内容

内閣府障害者差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究検討会委員とし
ての立場から次の点について意見を聴取する。

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下
「法」という。）に関連する狛江市の課題及び施策の方向性について意見を聴取す
る。

イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の目
的として掲げられている共生社会の実現の観点から狛江市障がい者計画の施策の
方向性について意見を聴取する。

(2) 意見聴取の方法

ア 障がい小委員会開催日 1 週間前に事務局から関係者に次の資料を提供し、小委員
会開催日に（1）ア・イについて意見をいただくよう依頼

(ア) 中間答申案又は最終答申案

(イ) その他関係者が意見するにあたり必要と認める資料

イ 障がい小委員会開催日に関係者にリアル又はオンラインで出席

ウ 委員長から(1)ア・イについて意見聴取

エ 委員から意見聴取

オ 関係者は意見聴取後に退席

カ 意見聴取結果を踏まえて、中間答申案又は最終答申案を審議し、必要と認められる意見について各案に反映

(3) 意見聴取日

ア 令和5年8月8日 第3回障がい小委員会

イ 令和6年1月30日 第4回障がい小委員会

※関係条文

(委員会の会議)

第25条 (略)

2 (略)

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 (略)

(小委員会への付議)

第28条 委員長は、その内容に応じ条例第32条第2項各号に掲げる事項についての調査審議を前条第1項に規定する小委員会に付議することができる。

2 (略)

(準用)

第29条 前2条に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第22条から第26条までの規定を準用する。

狛江市福祉基本条例施行規則 (平成6年9月6日規則第30号)

最終改正:令和4年10月24日規則第66号

改正内容:令和4年10月24日規則第66号 [令和4年10月24日]

(委員会の会議)

第25条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報保護等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる。

(小委員会)

第27条 委員会は、条例第32条第3項の規定による小委員会を置き、次条により付議された事項を調査審議する。

2 小委員会は、委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、福祉サービスを利用する当事者、第30条に規定する部会員、付議事項に関する関係者等及び学識経験者等の有識者を小委員会委員に加えることができる。

4 前項に規定する小委員会の委員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

(小委員会への付議)

第28条 委員長は、その内容に応じ条例第32条第2項各号に掲げる事項についての調査審議を前条第1項に規定する小委員会に付議することができる。

2 前項の規定により付議を受けた小委員会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

(準用)

第29条 前2条に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第22条から第26条までの規定を準用する。

令和5年度狛江市市民福祉推進委員会第1回障がい小委員会

- 日時： 令和5年4月14日（金）18時～19時
 場所： Web開催
 出席者： 【委員】 眞保委員長、橋爪委員、梶川委員、中原委員、竹中委員、東委員、阿部委員
 【事務局】 高橋課長、白石係長（高齢障がい課）
 佐渡課長、小嶋係長、堀越（福祉政策課）
- 配布資料： 【資料1】 狛江市障がい者計画進捗管理令和3年度報告書
 【資料2】 障がい計画工程表
 【資料3-1】 狛江市障がい者調査（単純集計）
 【資料3-2】 狛江市障がい児調査（単純集計）
 【資料3-3】 令和4年度狛江市市民意識調査障がい者調査 障がい児調査の主なポイント
 【資料3-4】 クロス集計前回調査との比較
 【資料3-5】 狛江市障がい者調査(18歳以上)クロス集計（今回調査項目×前回クロス集計項目）
 【資料3-6】 狛江市障がい児調査(18歳未満)クロス集計（今回調査項目×前回クロス集計項目）
 【資料4】 障がい福祉サービス事業所等調査
 【資料5】 【国】第5次障害者基本計画（概要）
 【資料6】 【国】基本的な指針（案）R5.2.27 社会保障審議会障害者部会資料
 【資料7】 計画年数の検討
 【資料8】 狛江市医療的ケア児支援部会～令和4年度活動報告～
 【資料9】 R5 狛江市医療的ケア児支援部会名簿
 【資料10】 地域生活支援拠点近隣住民説明会資料
 【資料11】 令和4年度第4回障がい小委員会 議事録（案）
 【資料12】 委員名簿

（委員長）

皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、令和5年度第1回狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会にお集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、議事を開始させていただきます。議事進行中は、音声をミュートにしてください、発言をする際には挙手をお願いいたします。その際、ミュートを解除してからご発言ください。

それでは、まず初めに事務局より配布資料の確認をお願いします。

（事務局）**（配布資料の確認）**

なお、【資料12】について、竹中委員の表記が社会福祉協議会サービス事業課所属と記載してございますけれども、4月に狛江市社会福祉協議会で異動がございまして、「サービス事業課主幹（兼）知的障がい者通所訓練係長事務取扱」が正しい表記となります。お詫びして訂正いたします。

また、コンサルからクロス集計のデータの関係で、当初予定しておりました単純集計のご報告ではなく、クロス集計の比較資料についても改めておりますのでご了承いただければと思います。

(委員長)

では、議事に移ります。【報告事項】障がい者計画進捗管理令和3年度報告書について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

皆様からいただきましたご意見を反映させまして、障がい者計画令和3年度進捗管理報告書を確定させていただきました。こちらにつきまして、確定が2月7日の庁議で行ったことから、昨年度の第4回の小委員会が2月3日開催ということで、今回委員会でのご報告となりまして申し訳ございませんでした。

なお、今年度につきましては計画改定も控えてございますことから、後ほど工程表をお示しいたしますが、第2回の小委員会に進捗状況の報告、第3回の小委員会頃には、確定版を報告できるよう取り組んでまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(委員長)

ご覧になっていただきまして、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

特にご質問等はよろしいでしょうか。

次の議事に移ります。【報告事項】令和5年度障がい小委員会の工程につきましてお願いいたします。

(事務局)

【資料2】をご覧ください。31ページとなります。

今年度の全体工程表の案となっております。

本日、市民意識調査のクロス集計項目についても、後ほどご説明いたしますが、審議いただくとともに、4月20日までに、ご意見をいただく期間を設けさせていただきまして、委員長と最終調整をさせていただいた上でクロス集計項目を固めたいと考えております。

第2回委員会（6月9日）では、クロス集計を含めた市民意識調査結果を報告させていただきました。当該結果を踏まえながら、次期計画に向けた課題、基本理念・基本目標の修正案、施策体系・施策案についてもご審議いただきます。また、充実したご審議をいただくために、審議方法につきましては、事務局から委員長に事前にご提案させていただいた上で、審議をお願い致したいと考えてございます。

7月に臨時会を開催させていただき、新事業案・重点事業案等につきましてご審議頂く予定です。仮に7月10日とさせていただいておりますが、詳細な日付につきましては、また委員長と調整し、決定させていただきます。

第3回委員会（8月8日）に中間答申をいただく予定です。

9月に日程内容等調整中ですが、住民懇談会を開催致したいと考えております。

10月10日を予定しております市民福祉委員会でレインボープラン全体を審議していただく上で、委員長から市長へ中間答申をしていただくことを想定しております。その後、中間答申いただいたプランをもとに素案の方を作成いたしまして、素案を庁議で審議し、パブリックコメント及び市民説明会を年末に開催する予定です。

年明けに住民懇談会、市民説明会、パブコメのご意見を反映いたしました最終答申案を作成いたしまして、1月中旬に開催予定の第4回小委員会にてご審議をいただき、市民福祉推進委

員会の審議を経た上で最終答申を2月下旬にいただき、年度内に計画として確定をしたいと考えております。説明は以上となります。

(委員長)

全体工程表については、よろしいでしょうか。細かな日程についてはまた別途ということになります。

では、次は【審議事項】市民意識調査(単純集計結果)・クロス集計項目についてです。

【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】の説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-1】が障がい者調査の単純集計結果となっております。【資料3-2】障がい児の調査の単純集計結果となっております。単純集計結果となっております。詳細な分析についてはこれからとなりますが、特徴的なデータにつきまして【資料3-3】にまとめておりますので、そちらをもとにご説明をさせていただきます。

まず、障がい者調査から見えてくるものでございますが、孤立傾向というところで、一番上ですけれども、ひきこもり、6ヶ月以上状態が継続している方が27.5%と、一般市民調査と比べまして、多い傾向がございます。73ページでございます。「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりすることがよくある」は10.1%、「時々ある」が25.4%となっております。

福祉サービス施策の部分でございますが、「介助や支援をする人がいる」が62%いらっしゃいまして、うち親が50.3%となっております。配偶者や子どもを含めると、7割程度が、家族からの支援を受けていることが分かります。また、下段をご覧ください。「相談支援事業所を利用したことがない」が48.6%いらっしゃいまして、「相談支援事業所を知らない」という答えが53%となっております。

続きまして、次ページです。障がい児の方でございますけれども、同じく福祉サービス施策でございますが、2段目でございますけれども、「利用したいが利用できないサービスがある」が23.9%となっております。うち放課後等デイサービスが39.3%と4割程度、相談支援が28.6%、児童発達支援が25%という形で占めている状況でございます。

障がい児調査でございますので当然ですが、「介助や支援をする人がいる」が80.3%で、うち親が92.6%を占めているということが分かりました。

社会福祉法上の地域共生社会、総合支援法上の地域共生社会を実現するにあたりまして、社会的孤立、孤独を抱えている方にどのように対応していくのか、あいとぴあレインボープラン全体としての重要なテーマであると考えております。このテーマに対してどのような有効な施策を打てるのかということは障がい者の方が地域で生き生きと過ごせる社会を作っていくためにも重要であると考えております。

また、先ほどもご報告させていただきましたが、「障がいがあることで、差別を感じたり、嫌な思いをしたりすることがよくある」、「時々ある」を合わせまして、35.5%となっております。これはとても高い数字と認識してございます。今後、地域移行地域定着ということを推進していくためにも、障がいがある方や支援が必要な方に対する障壁を無くす取り組みということも重要と考えます。こういった部分につきまして、皆様のご意見をいただきながら、次期計画において、検討してまいりたいと考えております。説明は以上です。

(委員長)

ただいま事務局から資料の説明がありました。何かご質問等ございますか。

私から質問させていただきます。一般市民と比べてというのは、どの市民のことを示しているのでしょうか。

(事務局)

市民一般調査と比べてということでございます。

(委員長)

そのデータではどのぐらいの差があるのでしょうか。

(事務局)

お調べして後ほどご回答いたします。

(委員長)

単純集計の中で気になる点があれば、項目がたくさんあるのですが、見ていただければと思います。

(事務局)

先ほどのご質問ですが、市民一般の調査結果からいいますと、ひきこもり状態の方11%ほどということで集計結果が出ております。障がい者調査では27.5%でございますので、2倍強の方がいらっしゃる状態となっております。

(委員長)

分かりました。そうしましたら、それを合わせてということでクロス集計の項目についても先にお聞きしましょうか。

(事務局)

【資料3-4】65ページをご覧ください。今回の調査におけますクロス集計項目案となっております。まず、障がい者調査につきましては、各調査項目ごとに表がございます。7障がい区分ごとのクロス集計を予定しております。

障がい児調査につきましては、前回こちらの表1の左にございます。9の障がい区分に分けて分析をしております。しかし、現在コンサルからは、4障がい区分ごとのクロス集計でもいいのではないかと提案をいただいております。理由といたしましては、細かい部分なり、

【資料3-6】にて後ほど説明をさせていただきます。

4障がい区分の理由でございますけれども、まず母数が少ないということでクロス集計を行ったとしても、統計同データとしての信憑性が担保できないのではないかと提案をいただいております。また、発達支援デイのみの利用とした理由でございますが、ほとんどの障がい児につきまして、当該サービスを利用しているため、のみ利用の方についてクロス集計をした方が優位な分析ではないかという提案をいただいている状況でございます。問1のクロス集計、この調査に該当される方はどなたですかということで、全体117人いらっしゃいます。全体として186名の手帳等をお持ちの方がいらっしゃいます。117人ですが、重複してる方もいらっしゃるの、全体で186名になりますが、こちらにつきまして、9区分で分けた場合、ここに出ております高次脳機能障がいの方はすべてゼロという形になっております。

また、難病の方が10人、自立支援医療が2人、精神障がい者手帳が4任というかたちでございます。

現在コンサルから提案をいただいております、身体障がい者手帳、愛の手帳、児童発達支援、発達障がい、そちらで88.7%の構成比を占めておりまして、他の部分につきましては5%未満ほどしかないということがございますので、9区分で分析するのはあまり適当ではないのではないかというようになっている状況でございます。事前に資料をご提示できておりませんので、この場でぜひご意見をいただければと思います。また、4月20日(木)までに事務局にメールにて、この集計の項目等についてご意見をいただければと考えております。その上でコンサルとクロス集計について調整をさせていただければと思っています。クロス集計項目につきましては、いただいたご意見を踏まえながら委員長とも調整をさせていただければと思っています。説明は以上となります。

(委員長)

クロス集計の項目について、急なデータの追加もありましたので、すぐにご意見出ないかもしれませんが、例えば、問い同士のクロス集計というのは可能でしょうか。

(事務局)

ご提案いただければ、対応いたします。

(委員長)

特に今回、「孤立」ということが先ほどご報告いただいたように課題があるようですので、それに関わる項目同士、困りごとと、あとは外出のこと、関わる項目同士でクロス集計するのも、どういう理由で孤立してるのかということをはっきりと明らかにするという点で良いかもしれないと思いました。例えば、問12等の外出の理由、あとは相談する人がいるかどうか。

(事務局)

はい。その点ですが、市民一般調査でも外出の頻度がどの程度であれば、社会的な孤立とするのかという指標が国でございますので、それに従って市民意識調査でもクロス集計をかけるようにという指示はしております。同様に障がいでも同じような設問に対して、それぞれクロスをかけて、その上で、市民一般と、それから障がいの方とのクロスの結果を比較した上で、どのような特徴があるかというところを浮き彫りにしていきたいと思っていますので、いただいた意見を踏まえて、コンサルとも調整してまいりたいと考えております。

(委員長)

現時点で見ていただいでいかがでしょうか。20日までにご意見をお待ちしておりますので、じっくり見ていただいて、「このクロスをやると、こういうことが見えてくるのではないか」というご提案があれば、事務局にご連絡いただければ、大変助かります。

(委員)

先ほど事務局の方から、理解普及啓発の重要性をご指摘いただきましたけれども、もともお送りいただいていた、前回の調査、令和2年に報告書を出していただいている調査の方だと「障がいがあることで、差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがありますか」という点に対して「よくある」が13.7%、「時々ある」が、34.6%となっているかと思いますが、今回の調査だと、差別を感じる人の割合は少なくなったということになるのでしょうか。

(事務局)

結果からするとそのように読み取れます。

(委員)

引き続き課題ではありますが、改善をしているように見えるということでしょうか。

(事務局)

全く同じ方がお答えいただいているかどうか分からないところがございますので、一概にはいえないかと思いますが、現在の結果だけ見ますと、そう見ることはできるのではないかなと思われまます。

(委員長)

もしかすると、やはりコロナ禍で外出する機会が制限されたことが影響しているのではないかと考えました。

(委員)

本当にその差別を感じた場面がどういうところなのかということを考えてみて、市民一般の方と接する中で、差別を感じるというところに、まず、そもそも外出しないとその差別を感じる経験もないですし、具体的に対面であって、多世代が集える場所で障がいのある方、ない方もいらっしやって、そこで初めて面と向き合うことで、ご本人にとって見たら差別的と思える発言が出て、でも、それをきっかけに乗り越えていくというなことがあったりするわけです。そもそも、差別を感じるというのが出会いがあるということとも繋がると思います。前回の調査を見ると、福祉施設での理解不足や不適切な接し方等、職場での理解不足というような市民一般の方からの差別イメージよりも、本来は合理的な配慮がなされるべき現場での差別のようなものもあると思うので、そのあたりがおそらく場面によって、どう対応するかというのが違うと思いますので、クロス集計によって何か見えてくるものがあるのか分かりませんが、差別を解消していくにあたってどんな場面かというのが見えてくるといいと思います。再度まとめて、意見します。

(事務局)

例えば、外出の頻度と差別を感じる場所でのクロス集計をやってみると、どういう結果になるのかというのは興味深いと思いますので、差別を感じるということと客観的な社会的な参加の場面との間での何か有意なクロスができないかということも調整してまいります。

(委員長)

20日までにクロス集計項目についてご意見いただき、本会議でいただいたご意見を含めて事務局で取りまとめていただき、私と最終的に調整の上確定するというので、本審議事項については了承とさせていただきます。

では、次の【審議事項】障がい者計画第6次障がい者福祉計画と第2期障がい児福祉計画、これに係る施策事業の実施状況・その他についてご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

審議をお願いしたい事項といたしましては、障がい者福祉サービス事業所等調査の調査内容について及び次期計画の計画期間についてでございます。

計画期間をご審議いただくに当たり、国や東京都の障害関係計画の策定状況についてもご説明いたします。また、合わせて、小委員会の下部組織である医療的ケア児の支援部会、地域生活支援拠点の住民説明会の実施結果についてご報告させていただきます。

【資料4】の障がい者福祉サービス事業所等調査について、まずご説明いたします。先ほど市民意識調査の結果についてご報告しましたけれども、前回計画の改定時には、障がい者と障がい児への調査に加えまして、障がい福祉サービスサービス提供事業所や、当事者団体の方にもご意見を伺っています。今回も調査をこれらの方々にも調査を実施したいと考えています。調査方法につきましては、今回は生活介護、児童発達支援、就労継続支援B型、計画相談支援、この4つのサービスを提供している事業者の皆様にはアヒアリングを実施しました。しかし、今回はサービス種別は特定せずに、市内の障がい福祉サービスの指定を受けている事業所に調査票を送付しまして、回答いただき、回答内容によっては必要に応じて部分的に電話等で聞き取りをさせていただきます。調査票は障がい福祉サービス事業所に送付するものと、当事者団体に送付するものの2種類あります。設問は課題や不足するサービス等、地域課題を抽出するような内容になっています。特に次期計画では、障がい者の高齢化や介護保険制度との連携が一つのテーマになると思っておりますので、そういった連携に関するご意見もいただくような設問を盛り込んでおります。選択式の調査ではなく、自由筆記型の回答になっていますので、市民意識調査とは異なる視点のご意見をいただき、計画の改定に生かしていきたいと考えています。調査期間は、この小委員会終了後、速やかに調査票を送付しまして、今後のスケジュールを踏まえて回答期限を設定します。障がい者福祉サービス事業所等調査の調査内容についてご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、次期計画の計画期間をご審議いただくに当たり、国や東京都の障がい関係計画の策定状況について、ご説明します。障がい者の計画については、国と都道府県の計画を基本に市の状況を踏まえて、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定することとされています。国や東京都の現時点の方向性についてご説明いたします。【資料5】が障がい者基本法を根拠とする国の第5次障がい者基本計画になっております。これは令和5年から9年までの5年間の計画を令和5年の3月に策定されたものになります。基本理念につきましては、前回とほぼ同様ですが、後半部分の障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める部分が追加されております。社会的な障壁とは、障がいがある方にとって日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるような社会における制度や慣行・観念、その他一切のものをいい、合理的な配慮が努力義務から配慮義務となったことを受けたものだと思います。また、各論の主な内容につきましては、前期の計画の内容を引き継いだものになっており、基本的な施策体系に変更ありませんが、令和5年5月に制定されました、障がい者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法等を踏まえまして、同法に基づく施策の充実が盛り込まれております。

次に、【資料6】についてご説明いたします。障がい者総合支援法を根拠とする障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針になります。こちらについては、令和6年から9年までの3年間の計画を予定していますが、現在、国の方で改訂作業をしているところです。令和5年2月27日の国の部会の中では、令和5年の4月から5月に改訂作業が完了するという予定の資料を載せてあります。指針の主な見直し事項については、次のページです。こちらが指針の見直しの主な事項になっております。地域移行や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域における相談支援体制の強化、地域共生社会の実現に向けた取り組み等が見直し項目として掲げられています。狛江市の次期計画では、これは国が新たに示した取り組みを中心に、今後の施策展開を検討していきたいと考えております。以上が国の現在の計画の策定状況や方向性になります。

次に、東京都の障がい計画ですが、ホームページ等で確認できるものは現在出ておりませんでしたので、先ほどご報告した国の計画を勘案して現在検討しているところと認識しております。

【資料7】についてご説明いたします。次期計画の計画期間についてになります。先ほどご説明しました、障がい者基本法に基づく国の障がい者基本計画は、令和5年からの5年間の計画になります。この計画の位置付けは、政府は講ずる障がい者施策の最も基本的な計画です。これは、障がい者の施策について方向付けたものです。

もう1つ、障がい者総合支援法に基づく基本的な指針については、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるという位置付けのものです。こちらについて、この指針については国は令和6年度からの3年間の計画期間となっております。また、狛江市では、市の最上位の計画である基本計画が5年間の計画となっております。また、福祉の地域福祉計画については6年という計画となっております。

狛江市の基本計画や、国の障がい者基本計画に基づき、狛江市における障がい者の施策の基本的な方針を定めるという目的に鑑みまして、狛江市の障がい者計画につきましては、計画期間を6年間とさせていただきたいと考えています。令和9年度末で、国の障がい者基本計画の終期を迎えますので、国の新たな計画が策定されたときに、必要に応じて狛江市の計画の改定というところを検討したいと思っております。狛江市の障がいサービスの支給見込み量等を踏まえて策定する、障がい福祉計画、障がい児計画等につきましては、国の方針とそろえて3年間の計画とします。狛江市の障がい者計画が6年ということで策定しますと、障がい福祉計画と障がい児計画は、3年、3年の2期を含む形になります。令和5年度に改定する計画は狛江市の障がい者計画になりまして6年、障がい者計画と障がい児計画が3年間とさせていただきたいと考えておりますし、今回実施しました市民意識調査につきましては、6年ごとの実施になると想定しております。分かりづらいところではございますが、そのような計画期間を事務局としては考えておりますので、次期計画期間につきまして、ご意見いただければと思います。よろしくお願いたします。

(委員長)

ただいま事務局から資料の説明がありました。障がい者福祉サービス事業所等調査の調査内容及び狛江市の障がい計画の計画年次についてご意見をお願いしたいと思います。

(委員)

【資料7】でご提案いただいている次期の障がい者計画のところの6年というのは、やはり、大きく変化をしている3年刻みのところを考えると、随分おっとりした考え方だと単純に思いました。事業者の視点からすると報酬改定等々もあるため、ガラッと変わるようなことが起こりうることです。6年というのは長期的何かを取り組むには良いということはありませんが、少しその考え方は厳しいのではないかと個人的には思ったところです。意見は以上です。

(委員長)

神奈川県も6年にそろえてくるっていうことがほぼ筋として決まってきていて、東京都はまだ分かりませんが、神奈川県は6年にするという事になっています。だから、仮に確かに6年という、少し長いんですけども、計画があまりにも煩雑で、基礎自治体のレベルだと結構大変だということも実感としてあります。仮に6年にするという事になるのであれば、その3年ごとの中間見直しです。そこをどのような形でやっていくのか、現時点で3年ごとで中間見直しというか中間振り返りのようなことをするとも思うので、どんな形でやるのかということの提案が今あればと思うんですが、その点いかがでしょうか。

(事務局)

前回の地域福祉計画が前は5年間でしたが、6年間にしまして、中間の3年の時に、中間見直しをして、一部改定をいたしました。それを普遍した形で、計画期間が6年間になる部分については、中間見直しをするという流れを想定しております。その場合に、どういう形で中間見直しの結果を計画に反映させていくのかというところについては、計画の冊子を別個に作成すると煩雑になる可能性があるため、その点はいとびレインボープラン全体にも関わる部分でございますので、一度宮城委員長とも調整させていただいて、どのような形で追加見直しを行うのか改めて小委員会の方でもご審議いただくよう調整進めてまいります。

(委員長)

やはり、3年がいいと思いますが、その中でどんな形で、6年に伸びても委員がおっしゃったように時代にアジャストするような手当を自治体としてとれるのかというところが明確になってないとなかなか難しいと思います。その点を再度、臨時でも審議するということがありますので、ある程度ご提案いただけると考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

そのように進めてまいります。

(委員長)

施設運営されている立場として委員いかがでしょうか。お願いいたします。

(委員)

前回やはり期間を長くするというお話を伺っていましたが、見直しは絶対必須になってくると思います。国の審議会の資料に計画書の柔軟化というのはもう書かれているので、6年で行うとしても見直しをする必要があります。数字の部分だけ3にしておけばいいというような考え方なのかもしれないですけど、いずれにしる事務局の方で案を出していただいて、検討したいと思います。

(委員)

今の点、他は特には私も意見はないです。

神奈川県の話があったように、6年というともう施策も変わっている中で、やはり定点の観測は必要だと思って聞いていました。以上です。

(委員長)

それでは、事務局からその中間見直しについて経過をなかなか今の時点難しいかもしれませんが、修正をどのような形にしていくのか、できる限り次回ご提案いただくような形で、お話しできればと思います。

(委員)

少し前にさかのぼるのですが、116ページの当事者団体というのはどういうところを想定されていますでしょうか。

(事務局)

前回、ご協力いただいた団体と同じ範囲を想定しております。前回実施したところはNPO さつき会、NPO 法人あすなろ、狛江市視覚障がい者の会、狛江市身体障がい者福祉協会、狛江市手をつなぐ親の会、ソラナの会、聴覚障がい者の会、以上になります。

(委員)

なかなか把握が難しいのかもしれませんが、セルフヘルプの活動をされている団体があれば、聞いてみてもいいのかなと思いました。

(事務局)

具体的にどういった方々なのか分かれば、後でご意見を伺いたいと思いますので、ご協力お願いします。

(委員)

この調査は前もオープンエスチョンで行ったのですか。その時はどのようにまとめられたのですか。

(事務局)

前回自由に筆記いただいたものをある程度類型化しまして、意見を集約してまとめた方法になります。意見を羅列するというよりは、こういったことの問題意識があると類型化したまとめ方をしています。

(委員)

類型化されたのは市の担当方でやっていただいたのですか。

(事務局)

コンサルです。

(委員)

分かりました。なかなか難しいですね。

(事務局)

なかなか細かいアフターコーディングまでは、前回はできてなかったもので、できるところまでは分析したいと思っております。

(委員)

例えば、その回答を皆さん細かく記述されていたのでしょうか。どこまで回答できるかというのは書いた方の基準に判断になると思うのですが、そこがオープンだと、例を挙げやすいと思います。

(事務局)

あの記述の内容をそのまま載せてしまうと、なかなかそれを分析するのは難しいと思います。ある程度それをこっちで整理して、体系立ててやっていかないとその傾向は見られないと思います。その作業が大変だと思っております。事務局で調整して、また調査結果をまとめてご報告させていただければと思います。

(委員)

承知いたしました。

(委員)

事務局で把握されてるかもしれませんが、高齢分野の地域課題検討会議で前回、いわゆる「65歳の壁」、障がい福祉から介護保険に移行した時の様々な問題について高齢分野として、スムーズにサポートしていけるのかということが課題として挙げられていました。その時に当事者の方々が実際に感じたことや課題が挙げられるといいという話が出ていましたが、例えば、今回のこの調査にその課題を盛り込むというのはできるのでしょうか。

(事務局)

まだ調査票を作成するところですので、そういった点も盛り込むことはできるのですが、地域の連携、医療や障がい、保険等の連携に関して設問を作ろうと思っておりましたので、そこを今委員がおっしゃっていただいたように分かりやすい設問を一つ作りたいと思います。

事務局からですけれども、今回の障がい者調査の中で問18・19で、65歳以上の方に「障がい福祉サービスのほかに介護保険サービスを利用していますか」という問いをさせていただいております。また、問25でも「介助や支援をする方がいますか」という問いを載せておりますのでこの辺りも踏まえながら、参考になるものを抽出できたらと思います。

(委員)

ご検討いただければと思いますが、趣旨としては、今まで例えばセルフプランでやっての方がケアマネ指導になってしまわないかというところ、サービスがこう抑制されていないかみたいなところだと思いますので、その点を聞いてたかなと思った次第です。

(事務局)

委員からご提案があった話ですが、私もその会議におきまして、自立支援協議会、障がいの担当とも今調整をしております。障がいの担当も同じく、同じ思いでうまく引き継ぎをしたいと考えております。今どういった形でその引き継ぎ、連携ができるかというのを調整しておりますので、ご提案いただいた内容については調整してまいりたいと考えているところでございます。

(委員長)

障がい者福祉サービス事業所等調査の調査内容については、委員からいただいたご意見を踏まえて内容を調整していただき上で調査を実施することで承いたします。

また、障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間につきましては、6年間に延伸することについては、修正をどのような形にしていくのか、できる限り次回ご提案いただくことを条件に了承いたします。

次に【資料8】令和4年度医療的ケア児支援部会活動報告お願いいたします。

(事務局)

医療的ケア児支援部会についてはこの障がい小委員会の部会として位置付けられています。令和4年度は、部会を2回開催しました。

1回目は8月22日に開催し、学校での医療的ケア児の受け入れに関する講演を行い、保育所へ入所を希望する児童に関する意見交換を行いました。

2回目は1月31日に開催しました。医師の太田先生に医療的ケア児スコアの開設を行っていただく勉強会を開催し、保育所での受け入れに関するガイドラインの説明や情報交換を行いました。

資料の左下は令和5年4月時点の医療的ケア児の保育所、小学校の受け入れ状況になります。保育所と、小学校でそれ、それぞれ2人ずつ受け入れている状況です。保育所につきましては、受け入れにあたって公立保育所の全職員と希望する私立の保育所の職員を対象に、医療的ケア児に関する研修を2月2日に開催しました。

資料の右下の部分になります。医療的ケア児の受け入れにあたっては、担当する看護師だけが担うのではなく、その保育所全体で受け入れる体制を構築する認識が必要だということを研修の中で学んでいただいた機会になったと思います。

また、医療的ケア児の支援については、コーディネーターを配置し、関係機関との連携や家族の相談を受けていただいています。このコーディネーターは、令和5年度も同じ方になっていただきます。令和5年度も引き続き、部会とコーディネーターを中心に医療的ケア児の支援について取り組んでまいります。

続きまして、資料の130ページの【資料9】になります。この部会の医療的ケア児支援部会の部員の皆様の任期が令和5年7月で満了となります。部会の名簿のうち、赤字のところは市の職員の4月の人事異動で変更となった部員です。新たな任期も同じ部員構成でお願いしたいと考えております。

医療的ケア児の支援に関する報告は以上です。

(委員長)

ただいま事務局から資料の説明がありました。この報告について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、地域生活拠点の近隣住民の説明会の実施結果についてお願いします。

(事務局)

【資料10】をご覧ください。地域生活支援拠点近隣住民説明会の実施結果についてご報告いたします。

先月の3月24日19時からと、25日10時からの2回、建設予定地の近隣住民の皆様を対象に説明会を開催しました。24日は7人参加された方がいらっしゃいました。反対というご意見はありませんでした。フェンスや植栽により近隣住民のプライバシーに配慮を求めるとご意見や騒音や食事のにおい、空調の排気設備の位置等の建物に関するご意見をいただきました。これらは事業主である足立邦栄会様の方で対応を検討しまして、狛江市まちづくり条例の手続きに基づき進められております。その説明会の際に配布した資料は今ご覧いただいているものになっております。計画の概要書になりますけれども、以前、この小委員会の方で規模を縮小させていただきますという内容のご報告をさせていただきましたが、グループホームの定員についても一定の整理ができて、見直し前だと3ユニット、17名だったところですが、見直し後では2ユニット、12名となっておりますし、ショートステイの定員については変更はありません。また、体験枠も1名分を想定しておりますが、体験はそれだけで部屋を確保してありませんので、空いてる部屋を活用して体験の方を受け入れる予定です。スケジュールですけれども、工事の予定期間は令和5年11月から令和6年6月末までの8ヶ月になります。事業の開始は令和6年9月を予定しています。ご報告は以上になります。

(委員長)

ただいま事務局から資料の説明がありました。何かご質問等ございますか。

(委員)

はい。説明会で1回目が7名というお話だったんですけど、2回目は何名だったのか教えていただきたいです。また、確か前は来られた方皆さんから反対のお話があったようなふうに聞いていたのですが、今回反対なしということで、変わったのはなぜかという点について分かれればお願いします。

(事務局)

2日目については、お1人いらっしゃったんですけども、初日に来ていただいた方が引き続き2日目もいらっしゃったというところですよ。実質的な参加者は7名いらっしゃいました。また、前回反対のご意見をいただいた方はおそらくいらっしゃらなかったのではないかなと思うんですけども、同じように説明会のご案内をもちろんさせていただきまして、昨年説明会をさせていただいた時にその案内が遅すぎるというご意見をいただきましたので、今回は前もってご案内をさせていただいたところですよ。当日はおそらくいらっしゃらなかったのではないかなと思っております。説明会の中でご意見いただいたのは主に建物の形態、建築に関するご意見というものが主なものでした。以上です。

(委員長)

体験は空いてる部屋をとということですが、難しいんじゃないかと正直思います。私もグループホームやっておりますが、レスパイトで確保しているのを体験に使っています。だから、やはり定員のほかに部屋を確保しないと、なかなか体験はできないんじゃないかという気がします。その点いかがですか。

(事務局)

現在ショートステイで定員2名を確保しているのですが、そういったところも活用しながら体験ということは事業者と話しているところではあって、体験だけで1枠というのは難しいと今、検討しているところですよ。

(委員長)

そうですね。ショートステイでまだ2名あるならば、まだ何とかありますかもしれません。分かりました。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、【資料11】で前回議事録のご確認をお願いいたします。

(事務局)

では、【資料11】につきまして事務局より説明をさせていただきます。画面共有いたします。こちらですけれども、内容をご確認いただきまして、お気付きの点がございましたら、先ほどのクロス集計のところは4月20日までということでご依頼をさせていただきましたが、こちらについては4月28日までに事務局へご連絡をいただければと思っております。資料の説明は以上となります。

(委員長)

ご意見ございますか。委員お願いします。

(委員)

1つが拠点のグループホームの定員がこちらの議事録だと19人になっています。17人ということですので17人に修正をお願いします。もう一つ、私の発言の箇所ですが、「グループで罹患された方」を「グループホームで罹患された方」に修正をお願いします。

(事務局)

今の部分、拠点の人数19名という箇所は分かりづらいですが、ショートステイを含んだ言い方だと19名となります。定員のカウントの仕方がグループホームだけだと17人ということなので、その点は書き加えたいと思います。それ以外にも意見ございましたら、事務局までお願いいたします。

(委員長)

それではご確認をお願いしたいと思います。次回の会議の確認ということになります。

(事務局)

6月9日に第2回を予定しております。皆様ご多忙のところ恐れ入りますがご出席よろしくお願いたします。また、現在の社会情勢から、第2回もしくは仮の臨時会をオンラインではなくて対面で集まっていた方がより意見も出やすい部分もあるかと思しますので、その点について調整終えましてらご報告させていただければと思います。よろしくお願いたします。

(委員長)

よろしくお願いたします。そうしましたら、予定していた議事はこれで終了となります。ご意見何かございますか。

(委員)

オンラインだと参加しやすいのですが、色々な地域に移ることが多いため、対面だと参加しにくくなるんですが、ハイブリット方式でしょうか。

(事務局)

はい。ハイブリット方式で開催いたします。

(委員長)

そうしましたら、これで終了となりますので本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

令和5年度 障がい小委員会委員名簿

【資料7】

選出区分	氏名	所属
市民福祉推進委員会	眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授
	阿部 利彦	星槎大学大学院教育実践研究科教授
	橋爪 克幸	社会福祉法人光友会ひかり作業所
	梶川 朋	comarch 代表
委員長推薦 (地域自立支援協議会)	中原 弘隆	狛江市地域自立支援協議会委員 (社会福祉法人光友会ひかり作業所)
委員長推薦 (地域自立支援協議会)	東 貴宏	狛江市地域自立支援協議会委員 (狛江さつき会地域生活支援センターリヒト)
委員長推薦 (狛江市社会福祉協議会)	竹中 石根	狛江市社会福祉協議会サービス事業課主幹 (兼) 知的障がい者通所訓練係長事務取扱
発令日	令和2年8月1日	
任期満了日	令和5年7月31日	